

議第 1 1 2 号

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の勤務時間等に関する条例(平成6年高山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子<del>を</del>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する<del>且</del></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子<del>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</del>であつて、当該職員が現に監護するもの、<del>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として高山市職員の育児休業等に関する条例(平成3年高山市条例第30号)第2条の2で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)</del>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する<del>要</del></p>

常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から

介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子（民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として高山市職員の育児休業等に関する条例(平成3年高山市条例第30号)第2条の2で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項

ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの (以下「要介護者」という。)のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが

において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介

相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

(休暇の届出等)

第17条 (略)

護をするため、任命権者が市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、高山市職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休暇の届出等)

第17条 (略)

2 職員は、病気休暇、特別休暇（市の規則で定めるものを除く。） <u>及び介護休暇</u> を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	2 職員は、病気休暇、特別休暇（市の規則で定めるものを除く。） <u>、介護休暇及び介護時間</u> を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
3 （略）	3 （略）

（高山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 高山市職員の育児休業等に関する条例（平成3年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児休業をすることができない職員） 第2条 （略）	（育児休業をすることができない職員） 第2条 （略）  <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u>
（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の2</u> （略）	（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の3</u> （略）
（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）	（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

(2)～(5) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事

情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

(2)～(6) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなつたこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなつたこと。

(3)～(7) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の高山市職員の勤務時間等に関する条例第16条の規定により介護



休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の高山市職員の勤務時間等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の高山市職員の勤務時間等に関する条例第8条の3第1項及び第2項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。

（高山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の高山市職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第1号」とあるのは「第2項」と、「第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。